

新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農機の自動運転、自動航行機能付き無人航空機による薬剤散布、農業ICT機器の遠隔操作、及びこれらに関連する電波利用などの実証実験（以下「実証実験」という。）を通じてスマート農業技術の開発・実証を促進するため、新潟市内で実証実験を実施しようとする者に対し、国（内閣府、農林水産省、国土交通省、総務省、警察庁）と共同で必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター」（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(支援対象)

第2条 支援の対象は、新潟市域で農業分野における実証実験を希望する企業、試験研究機関、大学、その他団体（以下「実施主体」という。）とする。

(支援内容)

第3条 センターが行う支援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実証実験に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む）
- (2) 関係機関との調整、関係機関への情報提供（一元調整、一括回答）
 - ア 「農道における車両の交通に関する措置について（平成31年2月19日農林水産省、警察庁）」（以下、「農道における車両交通措置」という。）に基づく農道管理者への事前連絡・相談
 - イ 電波法に基づく特定実験試験局制度に関する信越総合通信局との調整
 - ウ その他、実証実験の実施に必要な調整、情報提供
- (3) 実証フィールドに係る土地管理者との調整
- (4) 実証実験の実施に係る地域への周知等
- (5) 規制のサンドボックス実施計画、改革提案の相談受付
- (6) その他、実証実験の実施に必要な支援

(支援を受けるための手続)

第4条 第3条第1号から第6号（第2号アを除く）までの支援を受けようとする実施主体は、「スマート農業技術の開発・実証 事業計画書」（様式1）及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

2 第3条第2号アの支援を受けようとする実施主体は、様式1及び「スマート農業技術の開発・実証 農道利用計画書」（様式2）、関係書類をセンターへ提出するものとする。

- 3 センターは、様式1又は、様式1及び様式2の提出を受けた場合は、内容を確認し、関係機関との調整又は関係機関への情報提供を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて、実施主体に対して関係機関を集めた説明の場への出席、関係機関への同行又は関係機関との個別調整を求めることができる。
- 4 センターは、実施主体から提出のあった計画書の内容を確認し、実証実験の効果が見込めないと判断される場合等、必要に応じて、実施主体に対して実証実験の内容の見直しや再検討を要請することができる。
- 5 センターは、第3項の規定による関係機関との調整結果について、実施主体に伝達するものとする。この場合において、センターは必要に応じて実証実験計画の内容の見直しや再検討を求めることができる。
- 6 実施主体は、実証実験の実施に当たり許可等の手続が必要となる場合は、関係機関に直接手続を行い、必要に応じて実施主体と関係機関等とで個別に調整を行うものとする。
- 7 センターは、実証実験の実施について、地元関係者に周知するものとする。この場合において、必要に応じて実施主体の同行を求めることができる。
- 8 実施主体は、第3項から第7項の規定による関係機関及び地元関係者等との調整が終了した後に実証実験を実施するものとする。
- 9 実施主体は、実施した実証実験の内容、結果について報告書をセンターに提出するものとする。

(注意事項)

第5条 実施主体は次の各号に掲げる事項に注意を払って実証実験を実施するものとする。

- (1) 実証実験に係る費用は、実施主体が負担すること。
- (2) 実証実験は関係機関等が多岐にわたるため、実証実験の実施までに時間を要する場合があること。
- (3) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、法令等を遵守すること。
- (4) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとする。
- (5) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、賠償責任保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- (6) 天災地変等により、実証実験の安全性の確保が困難であると判断される場合には、実証実験を中止すること。

(運営体制)

第6条 センターの事務局を、新潟市農林水産部農林政策課に置く。

2 センター長を新潟市農林水産部長とし、事務責任者を新潟市農林水産部農林政策課長、事務副責任者を新潟市農林水産部農林政策課長補佐とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年3月19日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行の日から令和2年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条第1項中「農林政策課」とあるのは「ニューフードバレー特区課」とし、同条第2項中「農林政策課長」とあるのは「ニューフードバレー特区課長」と、「農林政策課長補佐」とあるのは「ニューフードバレー特区課長補佐」とする。

スマート農業技術の開発・実証 事業計画書

年 月 日

新潟市革新的農業実証支援
ワンストップセンター事務局 御中

企業等所在地
企業等団体名
代表者氏名
【連絡先】担当者氏名
電話番号
電子メールアドレス

下記のとおり、実証実験を実施したいので、事業計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実証実験の概要
- 3 実施期間（実施日時を記載した計画工程表を添付すること）
- 4 実施場所（地図を添付すること）
- 5 実証実験の実施方法（下記内容等を記載したものを添付すること）
 - （1）実証実験の方法
 - （2）使用する農機、機器等
 - （3）実施体制（運転操作者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
 - （4）安全確保措置の内容等
 - （5）その他
- 6 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯電話番号等）
- 7 添付書類
 - （1）関係法令の規定に基づく許可証等の写し（取得済みの場合）
 - （2）その他

※実証実験の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること
※必要に応じて、別添にて図、写真等を添付すること

スマート農業技術の開発・実証 農道利用計画書

年 月 日

新潟市革新的農業実証支援
ワンストップセンター事務局 御中

企業等所在地
企業等団体名
代表者氏名
【連絡先】担当者氏名
電話番号
電子メールアドレス

下記のとおり、農道を規制範囲に含む実証実験を実施したいので農道利用計画書を提出します。

記

- 1 実施期間（予定）
- 2 実施場所（地図、利用する農道を明記したものを添付すること）
- 3 実施体制（運転操作者、責任者、安全確認など役割を記載すること）
- 4 使用する農機、機器等
- 5 自動走行及び自動航行、遠隔操作に係るシステムの機能・概要
- 6 安全確保装置の内容等
- 7 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯電話番号等）
- 8 その他

※実証実験の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること

※必要に応じて、別添にて図、写真等を添付すること